

議案第105号

磐田市部設置条例の一部を改正する条例の制定について

磐田市部設置条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和7年1月25日提出

磐田市長 草地博昭

## 磐田市部設置条例の一部を改正する条例

磐田市部設置条例（平成17年磐田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

### 第2条中

「  
　　自治市民部  
　　自治市民部　　を　　スポーツ文化観光部　に改める。  
　　健康福祉部  
　　」  
　　健康福祉部　　」

### 第3条中

「  
　(6) 市民協働に関する事項  
　(7) 男女共同参画に関する事項  
　(8) 多文化共生に関する事項　　を  
　(9) スポーツの振興に関する事項  
　(10) 文化芸術の振興に関する事項　」

「  
　(6) 市民活動に関する事項  
　(7) 男女共同参画に関する事項  
　(8) 多文化共生に関する事項

　　スポーツ文化観光部  
　　に、  
　(1) 観光に関する事項  
　(2) スポーツの振興に関する事項  
　(3) 文化芸術の振興に関する事項  
　(4) 文化財の保護に関する事項　」

「  
　(2) 観光及び消費者行政に関する事項　」を

「  
　(2) 消費者行政に関する事項　　」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（磐田市文化財保護審議会条例の一部改正）

2 磐田市文化財保護審議会条例（平成17年磐田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第8条中「教育委員会」を「スポーツ文化観光部」に改める。

(磐田市地域史編さん委員会条例の一部改正)

- 3 磐田市地域史編さん委員会条例（平成17年磐田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第7条中「磐田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「スポーツ文化観光部」に改める。

(磐田市文化振興委員会条例の一部改正)

- 4 磐田市文化振興委員会条例（平成17年磐田市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第7条中「自治市民部」を「スポーツ文化観光部」に改める。

(磐田市スポーツ推進審議会条例の一部改正)

- 5 磐田市スポーツ推進審議会条例（平成26年磐田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第7条中「自治市民部」を「スポーツ文化観光部」に改める。

磐田市部設置条例新旧対照表

現行	改正案
(部等の設置)	(部等の設置)
第2条 市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び課を置く。	第2条 市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び課を置く。
総務部	総務部
企画部	企画部
自治市民部	自治市民部
(追加)	<u>スポーツ文化観光部</u>
健康福祉部	健康福祉部
こども部	こども部
経済産業部	経済産業部
建設部	建設部
環境水道部	環境水道部
危機管理課	危機管理課
(分掌事務)	(分掌事務)
第3条 部及び課の分掌する事務は、次のとおりとする。	第3条 部及び課の分掌する事務は、次のとおりとする。
総務部・企画部 略	総務部・企画部 略
自治市民部	自治市民部
(1)～(5) 略	(1)～(5) 略
(6) <u>市民協働</u> に関する事項	(6) <u>市民活動</u> に関する事項
(7)・(8) 略	(7)・(8) 略
(9) <u>スポーツの振興</u> に関する事項	(削除)
(10) <u>文化芸術の振興</u> に関する事項	(削除)
(追加)	<u>スポーツ文化観光部</u>
	(1) <u>観光</u> に関する事項
	(2) <u>スポーツの振興</u> に関する事項
	(3) <u>文化芸術の振興</u> に関する事項
	(4) <u>文化財の保護</u> に関する事項

現行	改正案
健康福祉部・こども部 略 経済産業部 (1) 略 (2) <u>観光及び消費者行政に関する事項</u> (3)～(6) 略 建設部～危機管理課 略	健康福祉部・こども部 略 経済産業部 (1) 略 (2) 消費者行政に関する事項 (3)～(6) 略 建設部～危機管理課 略

磐田市文化財保護審議会条例新旧対照表（附則第2項関係）

現行	改正案
(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>教育委員会</u> において処理する。	(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>スポーツ文化観光部</u> において処理する。

磐田市地域史編さん委員会条例新旧対照表（附則第3項関係）

現行	改正案
(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>磐田市教育委員会</u> （以下「教育委員会」とい う。）において処理する。	(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>スポーツ文化観光部</u> において処理する。

磐田市文化振興委員会条例新旧対照表（附則第4項関係）

現行	改正案
(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>自治市民部</u> において処理する。	(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>スポーツ文化観光部</u> において処理する。

磐田市スポーツ推進審議会条例新旧対照表（附則第5項関係）

現行	改正案
(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>自治市民部</u> において処理する。	(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>スポーツ文化観光部</u> において処理する。